

(1) 緑地公園内の工事箇所について



(2) 当日の開催・中止の決定について

- おまつり村は小雨であれば開催いたします。
- 悪天候の場合の開催・中止の決定は、当日の午前7時に大洲青年会議所のホームページでお知らせいたします【<http://ozujc.com/>】また、事務局の留守電でも応答いたします【0893-24-7107】
- 中止の場合にも出店料の払い戻しはいたしませんのでご了承ください。但し、保証金については後日返還いたします。

(3) 当日の車両について

おまつり村当日、会場内は駐車禁止とさせていただきます。テント後ろに車両を停めての搬入は9：00までに終了していただきますようお願いいたします。搬入終了後、速やかにお車は河原の関係者駐車場へ停めてください。

おまつり村当日、午前9時以降は、お帰りの場合を除いて、原則として車両通行禁止といたします。
緑地公園の芝生内への車両の進入はご遠慮ください。準備のために車両を利用される方は、外周道路を使って搬入してください。

(4) おまつり村当日について

- ゴミについて
各出店者が責任を持ってお持ち帰りください。
- 汚水の処理について
決して肱川に流さないで下さい。専用のポリ容器を用意していますので、そちらで処理して下さい。
- ゴミを置いて帰る場合について
実行委員会が用意する指定ゴミ袋（1枚100円）をご利用いただきます。自店舗のテント内に置いて帰ってください。
- ゴミの分別について
会場内のゴミは、2種類に分別していただきます。可燃ゴミ、不燃ゴミ（缶・ビン・ペットボトル）ゴミ袋は当日も100円で販売しています。

- ・清掃について

午後4時より後片付けを行います。会場周辺の清掃にご協力ください。

- ・テント・机・椅子（レンタル）について

丁寧にご使用ください。催事終了後は、机・椅子の汚れを落とし、折りたたんだ状態でテント内に置いておいてください。

- ・電気の使用について

発電機の持ち込みを禁止いたします。

使用されるブースは使用料(100V用コンセントの2箇所で4,000円)を徴収します。コンセント1箇所の消費電力は最大約1300W。それ以上又は多くの起動電力を必要とする電気器具（動き始めに消費電力の多いモーターなど）は使用できません。尚、燃料給油は実行委員会が行います。定期的に燃料の残量確認しますが、万が一、確認が遅れて残量が少ない場合はお手数ですが実行委員会までご連絡ください。燃料代は発電機使用料(1台4,000円)に含んでいます。

- レンタル機材の紛失あるいは破損した場合について
すみやかに実費を弁償いただきます。（机1個 6,000円、椅子1脚 3,500円、補償金を充当）。
- ブース撤収（お帰りの際）方法について
お帰りの際は、本部にご連絡の上、必ずおまつり村実行委員会によるゴミ・テント・机・椅子のチェックを受けてください。チェックを受けずに帰られた場合は来年からの出店をお断りさせていただきます。チェックを終えられてから保証金を直接お返しいたします。
保証金の返還は、保証金預り証と引き換えとなります。

(5) 来年度の出店について

- お帰りの際は、必ずおまつり村実行委員会によるテント・机・イス・ゴミのチェックを受けてください。チェックを終えられてから保証金を直接お返しいたします。

チェックを受けずに帰られた場合は来年からの出店をお断りさせていただきますのでご注意ください。

- 一般的なモラルに反した場合、来年度以降の出店をご遠慮いただきます。
(ゴミの不正投棄、他の出店者への妨害等)

(6) その他

- 出店者の方が用意されたノボリ・看板の設置、ビラの配布につきましては、自分のテントの前でのみ可能といたします。なお、**有料の物品販売及びゲーム**につきましては、**必ずテント内で行ってください。**
 - 火気を取り扱う出店者の方には、消防署からの規定により消火器の設置が義務づけられました。それに伴い、消火器のご用意をお願い致します。
- ※ 当日、大洲消防署員より確認が行われます。

・保健所からの注意事項（食品販売等臨時出店）説明

別表 1（3（4）関係）

食品販売等臨時出店主催者等への指示事項

1 調理・加工施設

- (1) 屋外の調理・加工施設は、テント、プレハブ等で制作され、客に対面する部分 以外の側壁 3 面及び屋根部分が、これらの材料により区画・被蔽されていること。
- (2) 屋外の調理・加工施設の床面は、コンクリート等で舗装されている場合を除いては、適当な材質のすのこ、床板等を備え、土、ほこり等が飛散しない構造と すること。
- (3) 臨時出店の施設で販売のみを行う食品を催事等が行われる場所以外の場所であ らかじめ調理・加工する場合には、あらかじめ調理・加工する施設は、法第 52 条の営業許可を受けた施設であること。
催事等の趣旨からこれにより難しい場合にも、臨時的施設は避け、公民館、家庭の調理 場等恒久的施設で行うこと。

2 設備・備品

- (1) 冷蔵が必要な一次加工した原材料及び食品等を保管・陳列するための十分な容 量の冷蔵施設を設置すること。水冷式冷蔵施設を使用する場合は、十分な量の食用に適する氷を使用すること。
- (2) 食器及び容器包装（以下「食器等」という。）は、使い捨てのものを使用するこ と。ただし、施設内に給排水設備が完備されており、食器等の清潔な洗浄が可 能な場合はこの限りでない。
- (3) 必要に応じて調理・加工器具を洗浄できる設備を備えること。

3 給水

- (1) 使用水は、水道水とすること。やむを得ず水道水以外の水を使用する場合は、 水質検査等により安全を確認したものを使用すること。
- (2) 給水は蛇口を装備し、流水式とすること。

4 手洗い

- (1) 催事会場内の使用に便利な場所に、適当な数の食品取扱者の使用する流水式手 洗い設備を設け、せっけん、消毒液及び使い捨てタオル等を設置すること。
- (2) 各施設に前項と同様の流水式手洗い設備を設置すること。これが困難な場合に は、手指の消毒スプレー、消毒槽等を設置すること。

5 服装等

- (1) 食品取扱者は清潔な服装とし、帽子（髪おおい等）を着用すること。
- (2) 食品に直接接触する作業に従事する者は、使い捨て手袋を着用し、必要に応じて交換すること。

6 検便

主催者等は、食品取扱者が食中毒菌等消化器系感染症の病原菌を保菌していないことを確認するため、必要に応じて検便を実施するなどして、食品取扱者の健康を確認しなければならない。

7 表示

法第 52 条の許可を受けた施設以外の施設で調理・加工した食品を販売する場合には、調理・加工した施設において法第 19 条の規定に準じた表示をしなければならない。

8 廃棄物

食品の調理加工くず、食べ残し、使用済み容器包装等の廃棄物は、食品の取扱い量に応じた廃棄物容器を設置して収納し、適正に処理すること。

4. タイムスケジュール確認

(ア) 開催・中止の決定 11月3日 (日・祝) 7:00

(イ) 荷物搬入、出店準備 7:00～9:30

※車両走行は9:00まで

(ウ) 開催日時 11月3日 (日・祝)

(エ) 後片付け、清掃 16:00～17:00